

「絶対安全」
と言われていた原子力発電所。
その原子力発電所は、
私たちのふるさとを奪う存在に
なりました。

2011年3月12日、
私たちは原子力発電所から出た
「死の灰」を浴びました。

今も私たちの故郷は、
「汚染」されたままです。

安全なふるさとを奪った
国・東電を
許さない！ 許せない！

この「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)」は、
前双葉町町長である井戸川克隆氏が
原告となり、東京電力と国が住民を
放射線に被ばくさせた責任を、正面
から問う裁判です。

以下のことを明らかにすることが
裁判の目標です。

- ◎国民の主権を行使すること
- ◎正義を求めること
- ◎責任者を特定すること
- ◎真実を広めること
- ◎約束を果たさせること
- ◎被害者が正々堂々と自分の思いを言
えるようにすること
- ◎被害者が加害者によって不要な我
慢や頑張りさせられないように
すること
- ◎行政の立場を明確にすること

「なぜ『私たち』は被ばくをしなけ
ればならなかったのか…そんな義
務はない」

井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会では、
会員を募集しております。

私たちと共にこの裁判を支えて下さい！

■ 弁護団

井戸川氏の思いに添えて共に闘ってくださるのは、
古川元晴弁護士とその実弟である古川史高弁護士が率いる
東京グリーン法律事務所に所属する弁護士の皆さんです。

古川元晴弁護士は、1967年に検事に任官。内閣法制局参事
官、最高裁判所司法研修所上席教官、京都地検検事正などを
歴任。2001～2011年に公証人、2011年から弁護士となり、
一般市民の感覚を重視する法律家として活動をされています。
2015年に『福島原発、裁かれないでいいのか』（朝
日新書）を上梓。氏の唱える「危惧感説」は、故藤木英雄教
授が40年前に書かれたものですが、我が国ではいまだに予見
可能性にこだわる判断が多いと語られています。井戸川裁判
はこの説を前面に出す闘いになります。

■ 入会申込

「郵便振替用紙」に以下①②の内容を記入し、
年会費 ¥1000 をお振込ください。
*振替の控えをもって領収証とさせていただきます

- ① 通信欄：振込の名目「会費」「寄付」など
- ② 郵便番号・住所・氏名・電話番号

□座番号 00110-6-361267

加入者名 井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会

■ 問合せ

井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会

〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内

E-mail idogawasasaerukai@yahoo.co.jp

Webサイト <http://idogawasupport.sub.jp>

電話 080-4865-3159 (稲垣)

FAX 0480-53-5866



2011年3月12日
“私たち”は原子力発電所から出た
「死の灰」を浴びました

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
を支える会